

鳥取県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
有限会社ちけん	鳥取市吉方温泉一丁目455	有料老人ホームかろ三咲園	鳥取市賀露町南五丁目1757-336	平成24年1月16日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
有限会社ちけん	鳥取市吉方温泉一丁目455	有料老人ホームかろ三咲園	鳥取市賀露町南五丁目1757-336	平成24年1月16日